

1. 件名：セシウム吸着塔一時保管施設（第一～第三施設）の標高に関する記載誤りに係る面談
2. 日時：令和2年8月12日（水）14時00分～14時50分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

松井安全審査官、伊藤係長、市森係員

福島第一原子力規制事務所 坂中原子力運転検査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、資料に基づき以下の説明があった。
  - 本年3月、セシウム吸着塔一時保管施設の実施計画における標高の記載と実測値に差異があることが判明した。
  - 原因調査の結果、標高を評価するために使用したボーリングデータの中から本来引用すべき標高データ（孔口標高）を引用せず、別の標高データ（段丘堆積層上面標高）を引用してしまったことが分かった。
  - 当該施設の安全評価について、標高値の誤りは敷地境界線量評価及び津波影響評価のどちらにおいても評価結果に影響を与えるものでなかったことを確認した。
  - 現在、その他の施設においても標高値に誤りがないか確認を行っているところ。
  - 今後、数値の誤りについては実施計画を変更する予定。
- 原子力規制庁は、上記説明を確認するとともに、以下を伝えた。
  - セシウム吸着塔一時保管施設の標高に差異があることが判明した時点で、他の施設の安全評価の結果への影響の有無については速やかに確認されるべきものであること。
  - 現在行っているその他の施設における確認の結果とともに、標高値の誤りによる安全評価の結果への影響があった場合には、影響内容も含め速やかに報告を行うこと。
  - 誤った引用について、再発防止の対策を徹底すること。

#### 6. その他

資料：セシウム吸着塔一時保管施設（第一～第三施設）の標高に関する記載誤りについて